

担当課に直接電話がつながる 「ダイヤルイン」を開始します

これまで役場（7-2111）に電話をしていただき、総務課において担当部署に取りついでおりましたが、4月1日から裏面のダイヤルイン電話番号におかけいただくと、ご用命の担当課に直接電話がつながります。

直通の電話番号を利用いただくことで、取りつき時間の短縮と通話料の節減、役場での電話交換業務省力化をすることが可能となります。

役場に電話をおかけの際には、裏面の直通の電話番号をご利用くださいますようお願い致します。

なお、担当部署がわからない場合や、つながりにくい場合などには従来どおり代表電話（7-2111）を利用ください。

- ◎ 担当係に直接電話をする場合には7-2112をご利用いただき、電話のアナウンスで「内線番号シャープ（#）をどうぞ」といわれますので裏面の「役場庁舎電話番号表」の「係名（内線番号）」（〇〇〇）を押し、シャープ（#）のボタンを押すと係に直接電話につながります。

例：（総務係に電話をかける場合）

（電話）7-2112→（内線番号#をどうぞ）→216#を押す



○その他ご不明な点がございましたら役場総務課総務係（7-2111）までお問い合わせください。

⇒ 裏面もあります

役場庁舎電話番号表(平成22年4月～)

電話番号	課名	係名(内線番号)	主な事務内容
7-2111 (代表)	総務課	総務係(216)	◎町の全般的な行政に関する事 ◎選挙に関する事
		企画振興係(219)	◎町の重要政策・企画に関する事 ◎防災・統計に関する事 ◎行政改革に関する事
		広報交通係(225)	◎広報広聴に関する事 ◎交通安全に関する事
		財政係(222)	◎町の予算・決算に関する事
	出納室	出納係(103)	◎町の会計事務に関する事
	議会事務局	総務係(302)	◎町議会に関する事
	農業委員会	農地係(252)	◎農地事務に関する事
7-2113	生活課	住民係(114)	◎戸籍・住民票・印鑑証明に関する事
		福祉係(116)	◎障がい者福祉に関する事 ◎社会福祉に関する事 ◎高齢者に関する事
		税務係(117)	◎税金に関する事
7-2114	生活課	保険係(124)	◎国民健康保険に関する事 ◎乳幼児医療に関する事 ◎後期高齢者医療に関する事
		包括支援係(126)	◎介護サービス・介護予防に関する事
		保健指導係(128)	◎各種検診に関する事
		生活環境係(143)	◎ゴミに関する事 ◎公営住宅に関する事
7-2115	経済課	管理係(239)	◎町道・河川に関する事 ◎入札に関する事 ◎町有財産に関する事
		商工水産係(233)	◎水産行政に関する事 ◎商工行政及び観光に関する事 ◎労働行政に関する事
		農林係(148)	◎農畜産業行政に関する事 ◎林業行政に関する事
		技術係(238)	◎土木及び建築行政に関する事
		水道係(243)	◎水道・下水道に関する事
	土地改良区(242)	◎土地改良施設に関する事	
7-2353	教育委員会	学校教育係(154)	◎学校教育に関する事
		社会教育係(156)	◎社会教育・生涯学習に関する事 ◎文化団体に関する事

漁港利用監視員の募集について

1. 募集人数 1名
2. 業務期間 平成22年4月22日～10月31日までの土日祝祭日等の66日間
3. 業務時間 原則として午前4時～8時までの4時間（又は日の出1時間前から4時間とする）
4. 業務場所 遠別漁港船揚場及び中央埠頭南護岸
5. 業務内容
 - ・プレジャーボート（外来船含む）の遠別漁港指定施設等への適切な誘導・指導等
 - ・不適切な漁港利用者の情報収集及び利用状況の確認及び指導等
 - ・一時寄港に係る中央埠頭南護岸利用者への指導及び啓発等
 - ・プレジャーボートの漁港内での安全航行、細やかなルールの啓発等
 - ・プレジャーボート専用駐車場の清掃、草刈等
 - ・業務日毎の業務報告及び業務日誌の作成等
6. 募集要件 普通自動車免許を取得している満60歳以上の方
7. 提出書類 履歴書 1通
8. 募集期限 **平成22年4月5日（月）**までに役場経済課商工水産係へ提出して下さい。書類選考の上、後日結果を通知いたします。

⇒ 裏面もあります

花の可憐さと美しさに癒されて

今年度を振り返って

平成21年6月7日の一斉作業日には、錦町、1区、2区、3区、4区、5区、緑町、文光町の8地区と国道沿い、中学校、役場前にプランターで花を飾りました。各町内から男女150人を超える町民がプランター等の定植作業に汗を流しました。

平成13年から始まった「花いっぱい実践協議会」は、「町を飾りたい」という思いで頑張ってきました。「可憐で、丈夫で、長く愛でることができる花」ということで今の花選びになりました。

手をかけなければ生き物は育たないのですが、町内会では、「水やりの問題、手を掛けたくても時間がないなどの問題もありました。

また、心ない人がプランターを足でけったり等で破損するケースもある」等の報告もありました。

議会からの要望

全町的な運動へ広げてほしい。多くの町民がかかわれるような取組に、また、花の飾り方の工夫が必要では等の要望がありました。

来年度に向けて

花いっぱい運動を今後どのように進めていくのがよいか考えるため、アンケートを行いました。11月の会議の中でアンケート結果の報告させていただきました。

「このまま継続」「高校生の頑張りを応援」「国道のみ花壇を飾る」「町内会の活動としてよい機会となっている」等に対して、「成果が得られたから中止」「負担が多いから中止」の声は1名、2名と少なく、運動は見直しながら改善して町民に喜ばれるものにしていかねければと事務局としては考えています。課題として、「町内会の参加者の固定化」「役員の負担」「花の手入れ不備」などへの対応を示したところ、会議の結論は、工夫改善しながらも継続との結論ができました。

平成22年度の一斉作業に向けて役員会で話し合うテーマは

- 1 参加町内会の確認
- 2 新しい町内会への呼びかけ
- 3 花の飾り方の工夫
- 4 遠農高の花堆肥の使用
- 5 更なる町内ボランティア参加者の呼びかけ

花いっぱい運動の広がりや、町づくりのボランティアの心を育てる運動です。学生も、大人も多くの人たちが、出来ることを、出来る時間を作り出し、「花に思いを傾ける」運動を推進しましょう。



平成22年度

乳がん検診のお知らせ

実施日 場所	平成22年5月20日(木) / 遠別町健康管理センター			
検診 対象者	30歳以上の町民(女性) (年齢は、受診日ではなく平成22年度末[平成23年3月31日時点]での年齢となります。)			
対象者 区分	町の助成あり (町の助成は、原則2年に1回です。)		町の助成なし(全額自己負担)	
	①平成21年度乳がん検診(H21.5.28とH21.10.19、 H22.1.25実施)を、 <u>受診していない方</u> ②平成22年度に41・46・51・56・61歳の 年齢に該当する方 (該当者には、4月以降に別途文書が届きます)		平成21年度乳がん検診を <u>受診した方</u> 及び 職域検診(下記注意事項3)参照として受ける方	
定員	午前50名、午後40名(マンモグラフィーの撮影時間のため、定員があります。) ※健康増進法に基づく検診のため、【町の助成ありの方が優先】となります。 [町の助成なし]の方は、基本的に定員に空きがある場合、受付とさせていただきます。 ご了承ください。			
料 金	30～49歳(2方向)	3,500円	30～49歳(2方向)	6,600円
	50歳以上(1方向)	3,000円	50歳以上(1方向)	5,600円
実施 受付時間	午前① 8:30～10:30 午後② 12:00～13:30 ※検診までの待ち時間を少なくするため、受付時間 をずらしてお呼びします。ご了承ください。		午前③ 9:00～ 午後④ 12:30～	
受付期間	4月23日(金)12時まで、遠別町役場生活課保健指導係へお申込みください。 電話 7-2325 または 7-2111(内線127～129)、FAX 7-3695 (電話・来所は8時30分～17時15分、FAXは24時間受付) ※お電話でお申し込みの際は、住所・氏名・生年月日・電話番号・希望時(午前・午後)をお伺い します。 ※申込書付きのチラシは、広報えんべつ4月号に折り込まれます。そちらもご確認ください。			
その他	1)昨年度全額自己負担で受診した方は、今年「助成あり」で受診できます。 2)乳がん検診は、専門医の視触診・マンモグラフィー(乳房X線)となります。 3)職域検診(市町村共済などの乳がん検診受診券をご利用)の方は、必ず申し込み(もしくは、受診券 が配布されてから)の際にご連絡ください。 料金については、受診券を配布した事業所にご確認ください。 4)10月・12月に、旭川へ無料バス送迎による検診があります。(詳しくは4月にお知らせいたします。) 今回の集団検診が定員に達した場合は、こちらの検診をご利用ください。			